

【回覧】



令和7年11月発行

12月号
vol:9

「身近な人権問題としてのハラスメント」

～今日は「職場のハラスメント撲滅月間！」～

「パワハラ」、「セクハラ」、「カスハラ」は職場で起きた人権問題です。

《パワーハラスメント》

厚生労働省が示す、パワーハラスメントの要件と類型を紹介します。

●パワハラの要件

- ①優越的な関係を背景としたもの
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの → ①～③のすべてを満たすもの
- ③労働者の就業環境が害されるもの

●パワハラの6類型（要件の②の類型と考えてもよい）

- ①精神的攻撃 ②身体的な攻撃 ③過大な要求 ④過小な要求 ⑤人間関係からの切り離し ⑥個の侵害

《セクシャルハラスメント》

職場において労働者の意に反する性的な言動が行われることによって、労働者が不利益を受けたり、職場の環境が害されたりするものを指し、2つの型があります。

①対価型セクハラ

セクハラ行為者が、労働者に対して優遇または不利益を対価として性的な言動を行うこと。

例)昇進などを条件に性的言動を求める。性的言動を拒否したことで減給にする。など。

②環境型セクハラ

性的な言動により労働者の就業環境が不快なものとなり、能力の発揮に重大な悪影響が生じるなど、その労働者が就業するうえで看過できない支障が生じるもの。

いずれも、「相手方（労働者）の意」が重要なポイントとなります。

《カスタマー・ハラスメント》

厚労省のHPによると「顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって当該手段・態様により、労働者の就業環境が害されるもの」と記されています。

●要求の内容に妥当性がない場合の例

- ①企業の提供する商品・サービスに瑕疵・過失が認められない場合
- ②要求の内容が、企業の提供する商品・サービスの内容とは関係がない場合

●要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な言動の例

- ①身体的・精神的攻撃 ②威圧的な言動 ③土下座の要求 ④継続的な、執拗な言動
- ⑤拘束的な行動 ⑥差別的・性的な言動 ⑦従業員個人への攻撃、要求

★もしハラスメントに遭遇した（被害に遭った・目撃した・聞いた）場合は！

①まずは職場の相談窓口へ

②専門の相談ダイアルなどに連絡

◆みんなの人権110番 0570-003-110

◆各地の総合労働相談コーナー（日田市は労働基準監督署内）

◆各法務局

※上記における相談は無料です。その他弁護士への相談方法もあります。

相談・問い合わせは、市人権・部落差別解消推進課または各集会所でもお受けします。



- 12月4日～10日：「人権週間」
- 12月10日～16日：「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」

◇【人権週間】

「人権週間」は下枠の流れで定めされました。

- 昭和23年(1948年)12月10日 「国際連合第3回総会」において「世界人権宣言」を採択
- 世界人権宣言採択後は・・・
- 世界では12月10日を「人権デー(human rights day)」と定める
- 日本では、昭和24年(1949年)から毎年12月4日から10日の1週間を「人権週間」と定める

日本で「人権週間」が定められた背景には「世界人権宣言」があります。

この「世界人権宣言」は基本的人権尊重の原則を定めたものであり、人権保障の目標や基準を初めて国際的にうたった画期的なものです。前文と30の条文で構成されており、第1条では「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心を授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」と規定されています。

現在も日本では部落差別問題をはじめとする多様な人権問題が依然として存在しています。

特に近年においては、インターネットを介した人権侵害が深刻化しているなど、これからの人権教育および人権啓発に関する施策が果たすべき役割はますます大きくなっています。

◇【北朝鮮人権侵害問題啓発週間】

1970年代から1980年代にかけて、北朝鮮による日本人拉致(らち)が多発し、現在も17名が拉致被害者として認定されています。

2002年9月の第1回日朝首脳会談において、北朝鮮はようやく初めて拉致(らち)を認め、謝罪し、再発防止を約束しました。また同年10月には、5人の拉致(らち)被害者が24年ぶりに日本に帰国しました。しかしながら、救出を待っている残された拉致(らち)被害者も存在し、拉致被害者の家族は、何気ない日常が奪われ、苦しみ続けています。

この拉致問題について、国は「我が国の主権および国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決すべき喫緊の重要課題である」とし、「日朝平壤宣言にのっとり、すべての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現し、「不幸な過去」を清算して国交正常化を実現すべく全力で取り組んでいく。」としています。(参照:政府ホームページから一部抜粋)

◇【まとめ】

このような啓発週間は、さまざまな人権問題を知るきっかけになります。そして、これらの問題の解決には、私たち一人一人が人権問題を、「誰か」のことではなく、自分のこととして捉え、互いの人権を尊重し合うことについて、認識を深めることが不可欠です。

●「人権週間」「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に係るパネル展 開催

- 期間：12月3日（水）～17日（水）
- 場所：市役所1階ロビー

テーマ
「考え方みんなの人権」



●人権に出会う日～2025人権フェスティバル開催(11月22日)

★「人権キャッチコピー」が決まりました！★

「気づけばかわる　気づけばつながる　人権の一歩」

★8チームの頂点に立つ！(ボッチャ大会優勝チーム)★

「銭渕町老人クラブBチーム」

大盛会に終わった2025人権フェスティバル！



集会所イベント情報 ※詳細はHPをご覧ください。

●京町地区集会所●

12/4(木)

「第4回人権学習会」

◇演題：「性と心と向き合う」

◇時間：19:00～20:10

◇講師：松尾 ゆうさん（食感農園カゼトネ）



12/11(木)

むくの木ワークショップ 「Café・ラボ『mukunoki』」

～おいしいコーヒーの淹れ方学びませんか～」

◇時間：19:00～21:00 ◇参加費：1,000円

◇講師：Hazebo 永田 健さん

◇定員：10名程度

12/20(土)

むくの木ワークショップ 「陶芸体験」

◇時間：10:00～12:00 ◇参加費：1,500円

◇講師：アナイポタリー 穴井 智恵美さん

◇定員：10名程度

●北友田3丁目地区集会所●

12/12(金)

北3ワークショップ 「メディカルフットセラピー」



◇時間：19:00～20:30 ◇参加費：500円

◇講師：ヨガインストラクター 桜木 恭子さん

◇定員：10名程度

★両集会所は12月27日から1月4日まで閉所します★

※緊急時は市役所代表(23-3111)へ



北友田3丁目地区集会所

■〒877-0078 日田市北友田3丁目2531-39
■TEL/FAX 0973-23-6920
■Mail: kitasan@city.hita.lg.jp



京町地区集会所(むくの木センター)

■〒877-0051 日田市京町51-5
■TEL/FAX 0973-23-4620
■Mail: takase@cyber.ocn.ne.jp